

(案)

ダイジェスト版
学校防災管理マニュアル
(暫定版)

徳島県教育委員会

地震発生後約6分後に津波が到達する地域(県南沿岸部)の対応マニュアル例

緊急地震速報

震度は「徳島県地震動被害想定調査」(平成17年3月)

津波は「徳島県沿岸における津波高暫定値」(平成23年12月)

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒等に連絡する。

- ・教室等の出入り口の確保をする。
- ・使用中の火気の消火や薬品を回収するなど、危険を回避する。
- ・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」

児童生徒等・頭部を保護する準備(ヘルメット、防災ずきん、座布団等)・机の下にもぐる。

地震発生(震度6強を想定)

STEP 1 児童生徒等の安全確保

- ・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。
- ・まずは安全を確保し、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難開始

校内放送・ハンドマイク:

「地震が発生しました。津波の恐れがあります。児童(生徒)の皆さんは先生の指示に従い、避難場所に避難しなさい。」

津波発生

STEP 2 避難

第1波		最大波 (第3波)	
6分	4m	37分	8.3m

一次避難場所

二次避難場所

- ・即座に、一次避難場所に上履きのまま、全校避難する。
- ・大きな声での確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・教職員は落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。・担任は、児童生徒名簿等を携帯する。
- ・総括班は、津波に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
- ・地元住民等が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。
- ・一次避難場所で危険なときは、二次避難場所へ速やかに移動する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・児童生徒等の安否確認をする。
- ・負傷者の確認と応急処置をする。
- ・津波は第1波が最大とは限らないので、第2波、第3波に備え避難を継続する。(情報収集する)

STEP 4 避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、

学校が津波により使用できない場合、指定避難場所へ移動する。

- ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・児童生徒等の不安に対する対処
- ・警察、消防、医療機関への連絡
- ・情報収集:地震の規模と津波の危険性等、二次災害の危険性等の情報把握等
- ・教育委員会への連絡:児童生徒等及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等
- ・外部(マスコミ)等及び保護者等への対応(対応窓口の一本化)

学校が使用できる場合は、学校へ移動。

- ・上記に加え、校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・学校が避難所となった場合、避難所運営支援

STEP 5 保護者へ児童生徒の引き渡し

保護者へ以下の3点を連絡(電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等)

- ①児童生徒等は全員無事、 へ避難し待機中
- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。
- ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。(危険な場合は無理をしないこと)

地震発生後約6分後に津波が到達する地域(県南沿岸部)の対応マニュアル例

1 地震・津波が発生した場合の避難場所およびその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
一次避難場所	○地震発生 ・震度○○以上 ○津波発生 ・大津波警報発令 ・津波警報発令 ・津波到達予想時刻が○○分以内	避難場所：学校の北出入口より，国道を通り，○○山の○○広場へ 集合形態：各学年，各クラスごと 災害対策本部：仮避難所に設置 → ○○市役所に移動する 地図 地図上に、一次避難場所と避難経路を記入する。
二次避難場所	○地震発生 ・震度○○以上 ○津波発生 ・大津波警報発令 ・津波到達予想時刻が○○分以上	避難場所：第1次避難場所から国道を通り，○○山の○○広場へ 集合形態：各学年，各クラスごと 災害対策本部：仮避難所に設置 → ○○市役所に移動する 地図 地図上に、二次避難場所と避難経路を記入する。

地震発生後に津波のおそれのない地域(山間部等)の対応マニュアル例

緊急地震速報

震度は「徳島県地震動被害想定調査」(平成17年3月)

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒等に連絡する。
・教室等の出入り口の確保をする。
・使用中の火気の消火や薬品を回収するなど、危険を回避する。
・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
児童生徒等・頭部を保護する準備をする。(ヘルメット、防災ずきん、座布団等)・机の下にもぐる。

地震発生(震度6強を想定)

STEP 1 児童生徒等の安全確保

- ・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。
- ・まずは安全を確保し、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難開始

校内放送・ハンドマイク：
「地震が発生しました。児童(生徒)の皆さんは先生の指示に従い、
避難場所に」に避難しなさい。」

STEP 2 避難

第一次避難場所

- ・揺れがおさまったら、一次避難場所に上履きのまま、全校避難する。
- ・大きな声での確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・教職員は落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。・担任は、児童生徒名簿等を携帯する。
- ・総括班は、土砂災害等に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
- ・地元住民等が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・児童生徒等の安否確認をする。
- ・負傷者の確認と応急処置をする。

STEP 4 避難した後の学校の対応

学校が地震により使用できない場合、一次避難場所にて待機する。

- ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・児童生徒等の不安に対する対処
- ・警察、消防、医療機関への連絡
- ・情報収集：地震の規模と地域周辺の状況等、二次災害の危険性等の情報把握等
- ・教育委員会への連絡：児童生徒等及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等
- ・外部(マスコミ)等及び保護者等への対応(対応窓口の一本化)

学校が使用できる場合は、学校内へ移動する。

- ・上記に加え、校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・学校が避難所となった場合、避難所運営支援

STEP 5 保護者へ児童生徒の引き渡し

保護者へ以下の2点を連絡する。(電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等)

- ①児童生徒等は全員無事、へ避難し待機中
- ②通学路の安全を確認したら、下校させるので迎えに来て下さい。(危険な場合は無理をしない)

地震発生後に津波のおそれのない地域(山間部等)の対応マニュアル例

1 地震・津波が発生した場合の避難場所およびその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
一次避難場所	○地震発生 ・震度〇〇以上	避難場所：グラウンド中心部 集合形態：クラスごとに1列 災害対策本部：校長室 地図
		地図上に、一次避難場所と避難経路を記入する。